

令和7年九都県市緑化政策専門部会 国への要望活動実施結果

- 1 要望活動実施日 8月21日（木）14:00～15:30
- 2 要望先 国土交通省 都市局
※ 財務省、農林水産省、環境省には郵送対応
- 3 参加者 国
【公園緑地・景観課 緑地環境室】
望月 一彦（室長）、峰寄 悠（企画専門官）、城 俊介（研修員）
【都市計画課】
玉那覇 綾子（課長補佐）
【都市環境課】
守谷 修（課長補佐）
九都県市
【横浜市】
相場 崇（戦略企画部長）、岩ヶ谷 和則（戦略企画課担当課長）、宮崎 哲至（担当係長）、堀 友香（担当）
【相模原市】
角田 仁（水みどり環境課長）、齊藤 綾子（総括副主幹）、
夏目 遥（主任）

4 要望に対する国土交通省の主なコメント

この要望については、首都圏の都市に共通する緑化政策を進めるために必要な措置について、国へ現場の声を届けている活動だと考えている。そうした活動によって、我々が実情を把握する意味でも大変有意義な場であると考えている。

改めて、都市局ではまちづくり GX ということで施策を進めているところであり、その一環として昨年度、都市緑地法の改正を行ったところである。これからの時代は、地球環境問題を背景にしていかに民間から多くの協力理解を得ながら民有地を守っていくか、あるいは民間に緑地創出を図ってもらうかということが大きなテーマとなっている。

要望書の11項目は大まかに税制措置の軽減、財政支援の拡充に分けられるといえるが、そのうち7項目が税制関係の内容であるといえる。国では、緑地を守るための制度として、法律、予算、税制について施策の中で対応してきているが、その中でも税制の話は非常にハードルが高いといえる。しかし、このような場をもって現場の実情や課題を聞き、要望に沿ったような税制措置の要求を検討していきたいと思う。

また、九都県市においては、制度の掛け合わせ等による代替措置でもって課題を少しでも解決できるよう検討するとともに、新たに創設した制度等について積極的な活用をお願いしたい。

3 公園緑地等の用地取得・整備及び維持管理・機能維持増進への財政支援策の拡充

機能維持増進事業については、活用を推進している。さらに取組の推進が図れるように支援の拡充も検討している。

6 相続税の取得費加算の特例の復活

本件については緑地に限った話ではなく、類似の事例等を確認しなければならないと考える。

7 生産緑地地区に対する支援の拡充

従来からある制度ではあるが、社会資本整備総合交付金の市民農園等整備事業や、都市公園事業を活用していただきたい。

また、農林水産省が都市農地の貸借を円滑化するための制度を定めていることから、生産緑地の貸借について情報共有を行い活用していただきたい。

8 市民緑地認定制度における課税標準の特例措置の継続

市民緑地認定制度は、昨年度税制措置の延長が措置された。九都県市におかれても引き続き制度の活用をお願いしたい。

9 緑地の買入れを代行する国指定法人制度の継続

制度を維持するためには、制度を活用いただくことが必要といえる。急な買取申し出への対応の際など、ぜひ制度を活用していただきたい。

10 広域計画等に係る支援の拡充

緑の基本方針にて緑被率3割を目標と示したことにより、緑被率について問い合わせが多くなっている。そこで、緑被率の算定方法に関してデータを集め、整理したものを示す予定である。また、オープンデータを活用し、簡易に算定できる方法を示していきたい。

広域計画については、今まで広域緑地計画という形で策定したものがあり、実績をまとめたものを参考事例集という形で今年の5月に示しているので、活用していただきたい。

11 優良緑地確保計画認定制度のインセンティブ措置の充実

現在、民間側の資金調達の流れやグリーンファイナンスの流れを調査している。また、認定制度が活用しやすくなるよう認証間の連携について検討している。この認定制度は質的なものを評価して継続的に担保できるものであるため、地方自治体においては民間業者との協議の際に活用を促していただきたい。